

世田谷区建設工事総合評価方式入札試行実施の検証について

1 主旨

区では、令和3年2月の世田谷区公契約適正化委員会からの答申や区の公契約の現況等を踏まえ、公契約条例の趣旨を入札制度に具体的に反映させ、品質と価格のバランスを競う入札を目指す、世田谷区建設工事総合評価方式入札を導入し、今年度より試行として実施しているところである。本格実施へ向け、現在までの入札結果や入札参加事業者へのアンケート結果による検証を行ったので、報告する。

2 令和4年度試行実施の基本的な考え方

建設工事総合評価方式入札で行う対象案件は様々な発注工種・発注格付となるよう選定し、対象案件数は各工種年間発注数の1割程度を見込んで実施している。

3 検証方法

令和4年9月30日現在、実施した15件（土木5件、建築5件、設備4件、造園1件）を対象として、以下の観点から検証した。

（1）事業者の得点状況等の検証

今回新たに評価項目に加えた公契約条例に基づく取組みの評価項目である公契約評価点、その他施工能力評価点、地域貢献評価点の得点状況、価格点の得点状況とともに、価格点とそれ以外の評価点とのバランス、発注工種・格付ごとの得点の傾向について検証した。【別紙1-1、1-2参照】

（2）従来の入札との比較

各試行案件と参加要件が類似する過去の価格競争入札及び従来 of 施工能力審査型総合評価方式と比較し、入札参加者数、応札率、落札率等の状況を検証した。【別紙2参照】

（3）事業者アンケートの検証

入札参加事業者に対し、建設工事総合評価方式に関するアンケートを実施した。本制度に対する理解度や参加意欲、各評価項目の達成状況等を取りまとめ、検証した。【別紙3参照】

4 検証結果

(1) 事業者の得点状況等の検証

① 価格点

- ・ 価格点の得点状況については、予定価格から評価基準価格付近まで応札が分散している案件や予定価格付近に応札が集中している案件が多く、品質と経済性のバランスが最適と考えられる評価基準価格付近に集中する案件も見られた。
- ・ 評価基準価格を下回る価格帯に応札が集中した案件はなかった。
- ・ これらから、本制度の価格評価が重視する品質とのバランスや過度な低価格入札対策に沿った応札行動が一定程度確認できるものの、価格評価以外の評価点の得点状況の変化もあわせ、案件数を増やして引き続き検証していく必要がある。

② 価格点以外の評価点

- ・ 公契約評価点については、「労働福祉の状況」や「建設キャリアアップシステム」では比較的多くの事業者が得点している一方、「賃金支払の状況」「労働安全衛生」では得点率が低い。
- ・ 「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」「障害者雇用」「若年者雇用」については、発注格付に応じて一部の案件に適用しているため試行件数が少なく、今後更に件数を増やして検証を重ねていく必要がある。
- ・ 価格点以外の評価点全体平均としては5割程度の得点状況であり、事業者によっても評価項目の達成状況が異なっているため、今後も競争性の確保や事業者の取り組み意欲の向上に繋げることが可能と考えられる。

③ 価格点とそれ以外の評価点とのバランス

- ・ 評価点のバランスについては、試行実施した15件のうち、価格点及び価格点以外の評価点ともに1位の事業者が落札した案件は過半の8件であった。
- ・ 一方、価格点が1位ではない事業者が落札した案件は6件あり、価格点は1位だがその他の評価点が1位でない事業者が落札した案件は1件であった。
- ・ これらから、品質と価格のバランスを競う総合評価方式の特徴が一定程度機能していると考えられるが、個々の入札の価格点及びその他評価点のバランスは様々となっており、今後の試行の動向を引き続き検証していく必要がある。

(2) 従来の入札との比較

- ・ 本制度は、従来 of 価格競争入札や総合評価方式とは制度内容や工事内容等の条件が異なるため一概に比べることは難しいが、入札参加者数は従来 of 入札より微増している一方で、応札率は若干下がっている。落札率については、価格競争入札に比べて0.5ポイントほど高く、従来 of 総合評価方式よりは低い。ただし、試行件数がまだ少ないため、全体の傾向として従来 of 入札での平均と大きな乖離があるとまでの評価はできない。
- ・ また、検証時点においては低入札価格調査となった案件や不調となった案件は発生していない。

- ・従来の総合評価方式では価格点が1位でない者が総評価値において最も高得点となり落札するケースは1割程度であったが、新制度では4割となり、従来と比較して高くなっている。
- ・一方、個々の案件では平均の数値と乖離している点もあり、試行件数が少ないことから、今後も検証を継続していく必要がある。

(3) 事業者へのアンケートの検証

- ・制度の理解度や参加意欲について多くの事業者が高い水準にあり、各評価点に関する取り組み意欲も比較的高いことから、本制度導入の意義は大きいと考えられる。
- ・一方、評価項目が多い、制度がわかりにくいとの意見や、評価項目によっては費用等が負担となり企業規模により達成が困難であるといった意見も見られた。
- ・評価対象としている取組みには一定程度時間を要することも想定されるため、達成状況の動向等にも着目しながら、引き続き丁寧な説明周知によって理解促進を図る必要がある。

(4) 今後の取組み

- ・上記の検証によって、試行件数が少ないながらも、価格だけではなく、公契約条例に基づく評価項目が競争の一部として機能し、事業者の取り組み意欲の向上にも寄与するものであることが一定程度確認できた。
- ・一方、アンケートでは、評価項目の達成にあたっての障壁や負担等に関する意見もあったところである。
- ・評価項目の実効性確保や事務負担の軽減等、今後の制度運用にあわせ検討すべき内容はあがるが、直ちに見直すべき点は確認されていない。
- ・本制度が目指す品質と価格のバランスのとれた入札の実現は、経営環境や労働条件の向上も念頭に置くものであり、引き続き事業者の意見や入札状況の推移に留意すべきであるものの、継続的な発注によって制度の定着と事業者の取り組み促進を図っていく必要がある。
- ・また、今年度の試行実施規模では分析が十分でないことから、公契約条例に基づく取組み等の経年変化も含め本格実施に向けた検証を引き続き行うべく、来年度については、年間発注件数の2～3割程度を目途に規模を拡大し試行実施を継続することとする。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年 2月 令和5年度入札公告の開始（試行）

令和5年度 試行拡大実施及び試行結果検証・公表